

都道府県		市区町村名		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				1. 就学援助制度の周知方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)						(8) (7) のカの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ア 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載										イ 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ 就学案内の書類に就学援助制度の周知方法や申請書の記入方法等を記載	エ 就学案内の書類に就学援助制度の周知方法や申請書の記入方法等を記載	オ 学校の入学説明会や就学援助制度の周知方法や申請書の記入方法等を記載	カ 入学時に就学案内の書類を配布	キ 入学時の面接時に就学案内の書類を配布	ク 毎年度の進級時や就学案内の書類を配布	ク 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ 教育委員会から児童生徒や保護者に世帯内を巡回し案内を配布	コ その他	(2) (1) のコの内容					(4) (3) のオの内容・補足事項					(6) (5) のクの内容								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)						(8) (7) のカの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ア 申請締切を説明し、期日を知らせる										イ 申請を受け付けている、各市区町村から案内を配布	ウ 申請を受け付けている、各市区町村から案内を配布	エ 各市区町村で申請を受け付けている、各市区町村から案内を配布	オ その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
82	82	52	19	25	13	38	53	78	1	11	10	10					1	19	61	0	1	1					51	13	27	0	0	0	0	0	1	1					30	1	17	38	12	14	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
長野県	御代田町	○				○	○	○		○								○							○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

都道府県		市区町村名		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																			
				1. 就学援助制度の周知方法																																			
				(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものを全てに○)											(3) 就学援助（要保護・非要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・非要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)					(8) (7) のカの内容						
ア、教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ、自治体の広報誌等に制度を記載	ウ、就学案内の書類に就学援助制度の書類とともに配布	エ、就学時健康診断の際に就学案内の書類を配布	オ、学校入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ、入学時に就学援助制度の書類を配布	キ、毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	コ、教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	その他	その	ア、申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ、随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ、随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降から援助	エ、各学期で申請締切を設定し、各学期開始から援助	オ、その他	その	ア、申請を希望する者が学校に提出	イ、申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ、申請を希望する者が学校に提出	エ、申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	オ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	カ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	キ、就学援助システムを使って提出	ク、その他	その	(6) (5) のクの内容	ア、目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ、漢字にはフリガナを付記	ウ、援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ、各年度の援助額や年間の総援助額の記載	オ、外国語の申請書を作成	カ、その他		その					
82	82	52	19	25	13	38	53	78	1	11	10	(2) (1) のコの内容					(4) (3) のオの内容・補足事項					(6) (5) のクの内容								(8) (7) のカの内容									
												10						1	19	61	0		1				1												14
長野県	白馬村	○		○				○										○														○		○					
長野県	小谷村	○				○	○	○		○								○			○											○							
長野県	坂城町	○		○		○	○	○		○										○												○							
長野県	小布施町					○		○										○																	○		制度案内の書類が保護者の目に留まるよう、配布物が多い年度初めより少しずらした時期に案内を配布している。		
長野県	高山村			○		○	○	○										○														○							
長野県	山ノ内町	○		○	○	○		○										○														○							
長野県	木島平村					○				○										○																			
長野県	野沢温泉村			○				○										○																○					
長野県	信濃町	○		○		○		○												○													○						
長野県	小川村						○	○										○														○							
長野県	飯綱町	○					○	○										○														○			○		毎年4月に前年度利用者のみではなく、全児童生徒を対象にチラシを配布している。		
長野県	栄村	○					○	○										○															○						
長野県							○	○										○														○							

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																								
		令和7年7月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																								
		<小学校>（1）実施・検討状況について							<小学校>（2）（1）の力の内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回答している場合は最初の時期）								<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）								<小学校>（6）（5）のこの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）				<小学校>（9）（8）の工及びオの内容						
		ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っているが、現在検討している	ウ、入学前支給を行っているが、現在検討していない	エ、入学前支給を行っているが、現在検討していない	オ、入学前支給を行っているが、現在検討していない	カ、入学前支給を行っているが、現在検討していない	キ、入学前支給を行っているが、現在検討していない		ク、入学前支給を行っているが、現在検討していない	ケ、入学前支給を行っているが、現在検討していない	コ、入学前支給を行っているが、現在検討していない	ア、令和6年度（令和7年度）	イ、令和7年度（令和8年度）	ウ、令和8年度（令和9年度）	エ、令和9年度（令和10年度）	オ、令和10年度（令和11年度）	カ、令和11年度（令和12年度）	キ、令和12年度（令和13年度）	ク、令和13年度（令和14年度）	ケ、令和14年度（令和15年度）	コ、令和15年度（令和16年度）	ア、教育委員会のウェブサイト掲載	イ、自治体の広報誌等に掲載	ウ、就学時健康診断の際に配布	エ、就学時健康診断の際に配布	オ、学校の入学前説明会の際に配布	カ、学校の幼稚園や保育園で配布	キ、市内の小中学校で配布			ク、市内の小中学校で配布	ケ、市内の小中学校で配布	コ、市内の小中学校で配布	ア、予算の確保が困難だから		イ、現期の改正などにより、継続が困難だから	ウ、現期の改正などにより、継続が困難だから	エ、現期の改正などにより、継続が困難だから	オ、現期の改正などにより、継続が困難だから	カ、現期の改正などにより、継続が困難だから	キ、現期の改正などにより、継続が困難から
82	82	61	8	4	1	6	2	2	58	3	1	7	0	0	0	0	1	3	18	35	4	23	13	16	8	26	24	4	0	9	5	5	2	2	0	3	0	1	1			
長野県	松川町	○							○										○							○																
長野県	高森町	○							○										○			○		○		○																
長野県	阿南町	○								○											○		○			○												○	収入に応じて保育料を算定している。			
長野県	阿智村	○							○											○				○																		
長野県	平谷村					○																																				
長野県	根羽村		○									○																														
長野県	下條村							○																															全ての新入学児童に対し、入学前に村からの入学費として、村内の商店で利用できる商品券を支給している。			
長野県	売木村	○								○										○											○	事前に対象世帯へ個別に周知										
長野県	天龍村						○																																			
長野県	泰阜村	○							○										○		○						○	○														
長野県	鹿木村	○							○										○					○						○												
長野県	豊丘村	○							○										○		○	○	○		○	○	○	○	○	○												
長野県	大鹿村			○																															○							

都道府県	市区町村名																										
<中学校>（１）実施・検討状況について							<中学校>（２）（１）の力の内容	<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期						<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）							<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<中学校>（６）（５）の工及びオの内容	
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っているが、現在検討はしていない	ウ、入学前支給を行っている	エ、入学前支給を行っているが、現在検討はしていない	オ、入学前支給を行っているが、現在検討はしていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前		イ、令和7年度（令和8年度新入学分）以降	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、8月	ウ、9月	エ、10月	イ、11月	ウ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規正など、申請に時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体の独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、（入学前支給とは異なる）自治体の独自の教育費負担軽減制度があるから		
82	82	62	7	4	0	4	5	5	60	2	0	8	0	0	0	0	1	3	19	35	4	3	0	3	1	0	1
長野県	松川町	○							○											○							
長野県	高森町	○							○										○								
長野県	阿南町	○								○											○						
長野県	阿智村	○							○											○							
長野県	平谷村		○								○																
長野県	根羽村		○								○																
長野県	下條村						○	全ての新入学生徒に対し、入学前に村からの入学祝として、村内の商店で使用できる商品券を支給している。																			
長野県	売木村	○								○											○						
長野県	天龍村						○																				
長野県	泰阜村	○								○											○						
長野県	鹿木村	○								○									○								
長野県	豊丘村	○								○											○						
長野県	大鹿村			○																		○					

都道府県	市区町村名																																		
		<中学校>（１） 実施・検討状況について												<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期						<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）						<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）									
		ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っており、現在検討していない	エ、そもそも新入生やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	<中学校>（２）（１）の力の内容						ア、令和6年度（令和7年度新入生）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入生）	ウ、令和8年度（令和9年度新入生）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、8月	ウ、9月	エ、10月	オ、11月	カ、12月	キ、1月	ク、2月	ケ、3月	コ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体の独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、（入学前支給とは異なる）自治体の独自の教育費負担軽減制度があるから	その他	<中学校>（６）（５）の工及びオの内容	
82	82	62	7	4	0	4	5	5						60	2	0	8	0	0	0	0	0	1	3	19	35	4	3	0	3	1	0	1		
長野県	上松町		○												○																				
長野県	南木曽町		○									○																							
長野県	木曽村		○											○																					
長野県	王滝村						○																												
長野県	大桑村		○									○													○										
長野県	木曽町		○									○													○										
長野県	麻績村		○									○													○										
長野県	生坂村		○									○													○										
長野県	山形村		○									○													○										
長野県	朝日村						○																												
長野県	筑北村		○									○														○	○								
長野県	池田町		○									○													○										
長野県	松川村		○									○														○									

[illegible]

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○) ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止 イ、市区町村民税の非課税 ウ、市区町村民税の減免 エ、国民健康保険料の免除 オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予 カ、児童手当の支給 キ、保護者が職業安定所登録労働者 ク、PTA会費、学校納付金の減免が行われている者 ケ、個人の事業税の減免 コ、固定資産税の減免 サ、学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服費等が高い者または学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの シ、経済的な理由による欠席日数が多い者 ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者 セ、生活福祉資金による貸付け ソ、生活保護の基準額に一定の係数を乗けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの） (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。) タ、生活保護の基準額に一定の係数を乗けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの） (例：生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。) チ、特別支援教育費の必要額に一定の係数を乗けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）(係数(倍率)を(4)に記入してください。) ツ、市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を乗けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）(係数(倍率)を(5)に記入してください。) テ、養育費や徴収等によって家計が急変した者 ト、その他 (2) (1) でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額を超える係数(倍率) (3) (1) でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額を超える係数(倍率) 係数(倍率) 係数(倍率) 倍 倍																							(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容		(5) 補足事項		令和6年度
82	82	73	79	67	69	70	77	59	58	67	67	68	67	71	59	26	5	12	0	16	39	42	0	39	3	82	
長野県	長野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○		1					0
長野県	松本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	2			・学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	・生活保護基準を所得に換算し、それが世帯の合計所得で計算された金額の2.2倍未満であれば認定 ・生活保護基準については、例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響が出ないよう、見直し前の基準（平成25年4月1日時点）を用いている。	0
長野県	上田市	○	○				○					○	○	○		○					○	2			教育委員会が特に必要と認めるもの		0
長野県	岡谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1			学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者		0
長野県	飯田市	○	○				○					○										1					0
長野県	諏訪市	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○		○				○	1			病気・災害などの特別な事情により、生活が困難である場合		0
長野県	須坂市	○	○		○	○	○									○					○	1					0
長野県	小諸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1					0
長野県	伊那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1					0
長野県	駒ヶ根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1			1.3倍以上1.6倍未満の場合、家庭の状況を各欄判断して該当か否かを判断する。		0
長野県	中野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○				1					0
長野県	大町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		2					0
長野県	飯山市	○	○				○					○	○	○				○		○		1					0

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率			
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○) ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止 イ、市区町村民税の非課税 ウ、市区町村民税の減免 エ、国民健康保険料の免除 オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予 カ、児童扶養手当の支給 キ、保護者が職業安定所登録労働者 ク、PTA会費、学校納付金の減免が行われている者 ケ、個人の事業税の減免 コ、固定資産税の減免 サ、学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服費が厳しい者または学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの シ、経済的な理由による欠席日数が多い者 ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者 セ、生活福祉資金による貸付け ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。) タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を一定の係数(倍率)を(4)に記入してください。) チ、特別支援教育費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。) ツ、市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等) (係数および目安額を(5)に記入してください。) テ、離職や病気等の理由によって家計が急変した者 ト、その他 その他 (2) (1) でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額に掛ける係数(倍率) (3) (1) でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率) (4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容 (5) 補足事項 令和6年度																										
82	82	73	79	67	69	70	77	59	58	67	67	68	67	71	59	26	5	12	0	16	39	42	0	39	3	82
長野県	茅野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1					0
長野県	塩尻市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					1					0
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1			学校長又は民生児童委員が特に援助が必要と認める状態にある者		0
長野県	千曲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				2				0
長野県	東御市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1					0
長野県	安曇野市	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○				2				0
長野県	小海町		○																						0	
長野県	川上村	○	○	○	○	○	○			○	○								○					学校長や民生員が特に援助が必要と認める場合		0
長野県	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○			教育委員会が特に援助を必要と認める状態にある者		0
長野県	南相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			経済的に困難しており、就学に支障があると認められる者		0
長野県	北相木村						○																		0	
長野県	佐久穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者。		0
長野県	軽井沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○	2			学校長または民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者		0

		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率						
		(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																				(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掲げ る係数(倍 率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掲げる 係数(倍 率)	(4)(1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5)補足事項	令和6年度		
																						係数(倍 率)	係数(倍 率)					
都道府県	市区町村名	ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 健康保険 料の免除	オ、国民 健康保険 料の減免 または徴 収の停止	カ、児童 手当の 支給	キ、保護 者が職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 が悪い者、 昼食、被 服等が悪い 者または 学用品、 給食用品 等に不自由 している者 等で保護 者の生活 状態がき わめて悪 いと認め られるもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一定の係数 を掛けたもの(生 活保護の基準額が 変動するもの) (例：生活保護の 1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を (4)に記入して ください。)	タ、生活 保護の基 準額に一定の係数 を掛けたもの(生 活保護の基準額を 一定の係数で算 出したもの) (例：生活保護の 1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を (4)に記入して ください。)	チ、特別 支援教育 費の必要 額を一定の係数 を掛けたもの(例 ：課税最低限度 額の1.0倍、1.5 倍等)(係数お よび目安額を (5)に記入して ください。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の1.0 倍、1.5倍 等)(係数 および目 安額を(5) に記入し てください 。)	テ、養育 費や児童 手当等 によって 家族が急 変した者	ト、その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)	倍	倍			
82	82	73	79	67	69	70	77	59	58	67	67	68	67	71	59	26	5	12	0	16	39	42	0	39	3	82		
長野県	上松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				保護者が災害等により被災し、生活が困難と認められる者 その他学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める 状態にある者		0		
長野県	南木曽町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○				・保護者が災害等により被災し、生活が困難と認められる者 ・学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態 にある者		0		
長野県	木曽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1			民生児童委員、教育委員会が特に援助を必要と認めている。		0		
長野県	王滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1			その他学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める 者		0		
長野県	大桑村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				学校長又は民生（児童）委員が特に認める状態にあるもの		0		
長野県	木曽町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○	○			学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める者		0		
長野県	麻績村	○	○	○		○	○			○	○			○						○				災害・事故・疾病等の特別な事情により生活が困難。		0		
長野県	生坂村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0		
長野県	山形村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				2				0		
長野県	朝日村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1				0		
長野県	筑北村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○			学校長又は民生（児童）委員が、特に援助を必要と認める状況 にある者等		0		
長野県	池田町	○	○				○											○				2				0		
長野県	松川村															○						1				0		

		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率							
		(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																				(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛ける係数(倍率)		(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村住民税 最低限度 額に掛ける 係数(倍率)		(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度	
																						係数(倍率)	係数(倍率)						
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村住民税の非課税	ウ、市区町村住民税の減免	エ、国民健康保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録労働者	ク、PTA会費、学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	カ、学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服費等が悪い者または学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動するもの) (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を一定の係数で定め、一定の係数を掛けたもの) (例：生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ、特別支援教育費の必要額に一定の係数を掛けたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(5)に記入してください。)	ツ、市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(5)に記入してください。)	テ、養育費や徴収等によって家族が急変した者	ト、その他			その	係数(倍率)				係数(倍率)
都道府県	市区町村名	82	82	73	79	67	69	70	77	59	58	67	67	68	67	71	59	26	5	12	0	16	39	42	0	39	3	82	
長野県	白馬村				○		○	○						○	○										1				0
長野県	小谷村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○				1		申請者の家庭事情を個別に勘案			0
長野県	坂城町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					校長又は民生委員が特に認めるもの		0
長野県	小布施町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					その他学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者		0
長野県	高山村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												0
長野県	山ノ内町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等により、その世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められるもの。 ・学校長または教育委員会が特に援助が必要と認めるもの。		0
長野県	木島平村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					援助を必要と認める状態にある者		0
長野県	野沢温泉村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													0
長野県	信濃町			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○				・火災、風水害、震災、その他の被害にあった者 ・その他学校長又は、民生(児童)委員が特に援助が必要と認める状態にある者		0
長野県	小川村			○					○							○													0
長野県	飯綱町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	2			学校長又は教育委員会が特に必要があると認められる者		0
長野県	栄村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○				その他学校長又は教育委員会が特に援助を必要と認める者		0
長野県			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												0

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
82	82	3
長野県	長野市	
長野県	松本市	
長野県	上田市	
長野県	岡谷市	
長野県	飯田市	児童発達支援等児童発達支援費：市内の小中学校に在籍する児童が利用する児童福祉センター等2施設に開設する放課後児童健全育成事業に基づく放課後児童クラブの開設。経費の半額。ただし、市側が1割に足る金額を確保とする。施設からの児童発達支援に係る経費の増加に備えて2025年度より増額する。
長野県	諏訪市	
長野県	須坂市	
長野県	小諸市	
長野県	伊那市	
長野県	駒ヶ根市	
長野県	中野市	
長野県	大町市	
長野県	飯山市	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
82	82	3
長野県	茅野市	
長野県	塩尻市	
長野県	佐久市	
長野県	千曲市	
長野県	東御市	
長野県	安曇野市	
長野県	小海町	
長野県	川上村	
長野県	南牧村	
長野県	南穂木村	
長野県	北穂木村	
長野県	佐久穂町	
長野県	軽井沢町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
82	82	3
長野県	御代田町	
長野県	立科町	
長野県	青木村	
長野県	長和町	
長野県	下諏訪町	
長野県	富士見町	
長野県	原村	
長野県	辰野町	
長野県	箕輪町	
長野県	飯島町	
長野県	南箕輪村	
長野県	中川村	
長野県	宮田村	

		6. その他
都道府県	市町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
82	82	3
長野県	松川町	
長野県	高森町	
長野県	阿南町	これまで、母子や収入額が生活保護世帯基準の1.5～1.5と見做していた。今後、さらなる見直しが必要となる社会情勢である。
長野県	阿智村	
長野県	平谷村	
長野県	根羽村	
長野県	下條村	
長野県	売木村	
長野県	天龍村	
長野県	泰阜村	
長野県	鹿木村	
長野県	豊丘村	
長野県	大鹿村	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
82	82	3
長野県	上松町	
長野県	南木曽町	
長野県	木曽村	
長野県	王滝村	
長野県	大桑村	
長野県	木曽町	
長野県	麻績村	
長野県	生坂村	
長野県	山形村	
長野県	朝日村	
長野県	筑北村	
長野県	池田町	
長野県	松川村	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
82	82	3
長野県	白馬村	
長野県	小谷村	
長野県	坂城町	
長野県	小布施町	
長野県	高山村	
長野県	山ノ内町	
長野県	木島平村	
長野県	野沢温泉村	
長野県	信濃町	
長野県	小川村	特に多い家庭は、
長野県	飯綱町	
長野県	栄村	
長野県		

都道府県	市区町村名	
		6. その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
82	82	3
長野県	長野県	
長野県	長野県	
長野県	長野県	
長野県	長野県	